

平成23年10月24日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫 様

福島県原子力損害対策協議会
会長 福島県知事 佐藤 雄平

公開質問書

このたびの原子力発電所事故に伴う損害賠償について、平成23年9月2日に本協議会は東京電力(株)に対し、200万人福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施を求める要求活動を行ったところであるが、未だその要求事項に対する明確かつ具体的な対応が示されていない。

原子力発電所事故から7か月以上が経過した今も多くの福島県民が、放射線による危険や将来的な健康への影響等を回避するために住み慣れた愛着ある居住地からの避難を余儀なくされ、仮設住宅等で不安な生活を送り、事業者は事業再開に向けて懸命に踏み出そう、立ち上がろうと、福島県民はそれぞれの立場で様々な努力を重ねてきたが、再起・再建の見通しは険しく、強い不安感や焦燥感と闘いながらも必死に日々生活している。

現在、避難者は避難等指示区域内の住民だけにとどまらず、福島市や郡山市などの区域外からも約5万人以上もの住民が全国各地に自主的に避難し、福島県民は、日常生活のすべてにおいて、これまでの平穏な生活が奪われている。

また、本件事故に伴う損害額については、経済的損害や精神的損害、地方公共団体の損害だけでも、事故後の1年間で2兆円の規模に上ると試算しており、今後いつまで続き、どこまで拡大していくのか予測もできない状況にある。

我々が第一に望むことは、3月11日の事故以前の生活に戻ることであり、本件事故によって福島県民が被った様々な損害はすべて賠償されることが大原則である。

東京電力(株)は、本件事故の加害者であることを忘れず、被害者に寄り添い、本県が被ったあらゆる損害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行うべきである。

については、200万人福島県民の総意として、別紙の項目について公開質問を行うので、平成23年11月4日(金)までに、項目ごとに明確かつ具体的に文書で回答を求める。

なお、本質問書及びその回答内容については、本協議会員への送付やホームページへの掲載等により、東京電力(株)の損害賠償に対する考え等について明らかにするものである。

(別紙)

1 損害賠償の範囲

(1) 基本的な考え

国の「原子力損害賠償紛争審査会」が策定している「指針」は、損害賠償の最低限の基準であり、東京電力(株)は指針に明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への迅速かつ十分な賠償を行う責任があることから、原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、「指針」の対象の有無にかかわらず、幅広く賠償の対象とする考えはあるか。

(2) 現実的に被っている損害について

ア すべての福島県民の精神的損害（避難等指示区域外を含む）

- ・県内全域で放射線による不安にさらされていることなどから、すべての県民の精神的損害を賠償の対象にすること。

イ 避難等指示区域内の住民の精神的損害について、期間の経過に伴う精神的損害の増額賠償（基準額の減額の見直し）

- ・避難の長期化に伴う不安や焦燥感、将来に対する絶望感など精神的苦痛は日ごとに増大していくものであり、また、仮設住宅等への移転により生活費が更に増加することから、増額して賠償の対象とすること。

ウ 緊急時避難準備区域等において自宅等に滞在している者の精神的苦痛や生活費の増加費用等の賠償

- ・自由な行動が制限されていることに加え、家族と一緒に暮らすことができないなど平穏な生活を奪われている実態にあることから、賠償の対象とすること。

エ 自主的避難に伴う費用

- ・安全・安心を求めて自主的に避難することはやむにやまれぬ行動であることから、賠償の対象とすること。

オ 風評被害対策に要する費用

- ・風評被害を最小にとどめるために事業者がそれぞれ努力して実施している風評被害対策に要した費用も賠償の対象とすること。

カ いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産

- ・これまで築き上げてきた、いわゆる「のれん代」や業務上の信用力としての「ブランド」等の無形財産の損害を賠償の対象とすること。

キ 放射線被ばくによる健康被害など、原子力発電所事故に起因して被った生命・身体的損害

- ・幅広くかつ長期的にとらえ、最後まで確実に賠償の対象とすること。

- ク 検査・除染費用などの放射線対策経費（避難等指示区域外を含む）
 - ・放射線による汚染は全県域に生じていることから、自ら実施する放射線対策経費も賠償の対象とすること。
- ケ 地方公共団体等の損害（税込減、本件事故に伴って実施した事業）
 - ・本件事故に伴い生じていることは明らかであることから、賠償の対象にすること。
- コ 地震、津波の複合的要因がある場合の損害
 - ・地震・津波による損害との区別が判然としない等、複合的要因がある場合であっても、本件事故によって長期的かつ深刻な被害を受けていることから、すべて原子力損害として賠償の対象とすること。
- サ 避難等指示区域内の自宅等における盗難被害
 - ・本件事故により長期間にわたり避難を余儀なくされ、管理不能な状態になったことにより生じた損害とも考えられるため、賠償の対象とすること。
- シ 特別の努力を行った者への十分な賠償
 - ・個人における早期の転職や臨時の就労等、事業者における早期に転業するなど特別の努力を行った者に対する具体的な配慮を行うこと。

2 損害賠償請求の手続き等

(1) 請求に対する基本姿勢・請求書の見直しについて

- ア 東京電力(株)では、「指針」の明記の有無にかかわらず、被害者が求めるすべての損害の請求を受け付けるべきだが、どう考えているのか。
- イ 東京電力(株)が作成した請求様式は「指針」に対応したもので損害項目が限定的であることから、被害者に「指針」以外の損害項目は受け付けないとの誤解を生じさせており、請求様式の見直しを含めその改善を具体的にどう図っていくのか。

(2) 請求受付・相談の対応等

- ア 福島県内すべての市町村及び県外の避難先において、請求受付・相談窓口の開設や説明会の開催等を行う考えはあるか。また、実施する場合の場所や開設・開催日程、体制等については具体的にどうするのか。
- イ 請求を受け付ける福島原子力補償相談室(コールセンター)とは別に、請求受付対応に関する苦情、相談、審査状況等についてワンストップで対応できる窓口を開設する考えはあるか。

(3) 請求方法等の周知

ア 県内（避難等指示区域内含む）のみならず全国各地に散らばった被害者に対する請求方法等の周知については、定期的かつ相当期間継続して行う必要があるが、具体的にどのように対応していくのか。

イ 県外避難者に対する説明会や個別相談会の開催などは具体的にどのように行うのか。

(4) 高齢者等への対応

すべての被害者が円滑な賠償請求手続きを行うことができるよう、特に高齢者や体が不自由な方などに対しては、具体的にどのような支援を行うのか。

3 損害賠償の算定基準等

(1) 財物価値の喪失・減少

ア 避難等指示区域内の財物価値（動産、不動産）の喪失・減少に係る算定基準については、いつ具体的に示され、請求受付が開始されるのか。

イ また、早期に算定基準を示さない場合、仮払いや概算払いにより被害者の早期救済を図る必要があるが、どう考えるか。

(2) 観光業等の風評被害

観光業及びサービス業等の風評被害に係る算定基準については、これまで原発事故以外の要因による売上減少率（観光業 20%、サービス業等 3%）の一律除外を早急に見直すよう申し入れてきたところであるが、正式にいつからどのように算定基準を見直す考えであるのか。

(3) 検査費用（物）

避難等指示区域内の財物に係る放射線の検査費用（物）については、請求書では原則 1 回のみを対象としているが、自己の財物の放射線汚染の有無を事故後早い段階で確認したいという心理は合理的であり、かつ当該財物の処分等を行う際に改めて放射線の検査を求められることもあることから、財物に対する検査費用は 1 回限りとするべきでなく、回数制限を撤廃すべきでないか。

4 合意書の位置付けについて

本件事故による被害が収束していない間は、最終的な合意となるものではなく、当然のことながら、その間は何回でも追加で請求が可能であり、請求権を放棄するものではないと理解してよいか。

福島県原子力損害対策協議会構成員（平成23年10月24日現在）

<p>農林水産業関係（32）</p> <p>JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会</p> <p>福島県森林組合連合会</p> <p>福島県漁業協同組合連合会</p> <p>社団法人福島県畜産振興協会</p> <p>福島県たばこ耕作組合</p> <p>福島県米麦事業協同組合</p> <p>福島県農産物検査機関協議会</p> <p>福島第一食糧卸協同組合</p> <p>福島県米改良協会</p> <p>うつくしま蕎麦王国協議会</p> <p>福島県食肉事業協同組合連合会</p> <p>福島県内水面漁業協同組合連合会</p> <p>福島県鮭増殖協会</p> <p>福島県水産加工業連合会</p> <p>福島県養鯉事業振興会</p> <p>福島県養鱒技術研究会</p> <p>福島中央青果卸売株式会社</p> <p>福島県土地改良事業団体連合会</p> <p>福島県木材協同組合連合会</p> <p>社団法人福島県林業協会</p> <p>財団法人福島県きのこ振興センター</p> <p>福島県農業経営者組織連絡会議</p> <p>福島県農業共済組合連合会</p> <p>財団法人福島県農業振興公社</p> <p>社団法人福島市中央卸売市場協会</p> <p>いわき市中央卸売市場協会</p> <p>福島県青果市場連合会</p> <p>会津若松市公設地方卸売市場協会</p> <p>福島県農民運動連合会</p> <p>福島県水産市場連合会</p> <p>社団法人日本種苗協会福島県支部</p> <p>福島県農薬卸商業協同組合</p> <p>商工業・経済・専門サービス業関係（44）</p> <p>福島県商工会議所連合会</p> <p>福島県商工会連合会</p>	<p>福島県中小企業団体中央会</p> <p>福島県旅館ホテル生活衛生同業組合</p> <p>福島県商工団体連合会</p> <p>社団法人福島県銀行協会</p> <p>福島県信用金庫協会</p> <p>福島県信用組合協会</p> <p>福島県経営者協会連合会</p> <p>福島県中小企業家同友会</p> <p>福島県商店街振興組合連合会</p> <p>福島県石油商業組合</p> <p>福島県ゴルフ連盟</p> <p>社団法人福島県LPガス協会</p> <p>社団法人福島県警備業協会</p> <p>一般社団法人日本旅行業協会東北支部福島地区委員会</p> <p>福島県旅行業協会</p> <p>福島県酒造協同組合</p> <p>福島県漬物協同組合</p> <p>福島県生麺協同組合</p> <p>福島県缶詰協会</p> <p>福島県ニット工業組合</p> <p>福島県絹人繊維物構造改善工業組合</p> <p>会津漆器協同組合</p> <p>会津喜多方漆器商工業協同組合</p> <p>奥会津三島編組品振興協議会</p> <p>会津本郷焼事業協同組合</p> <p>大堀相馬焼事業協同組合</p> <p>社団法人福島県法人会連合会</p> <p>東北税理士会福島県支部連合会</p> <p>福島県青色申告会連合会</p> <p>福島県弁護士会</p> <p>福島県司法書士会</p> <p>福島県行政書士会</p> <p>社団法人福島県シルバー人材センター連合会</p> <p>福島県環境計量証明事業協会</p> <p>福島県縫製品工業組合</p> <p>福島県宗教団体連絡協議会</p> <p>福島県観光施設連絡協議会</p>
--	--

<p> 社団法人日本自動車販売協会連合会福島県支部 福島県土地家屋調査士会 社団法人福島県不動産鑑定士協会 福島県環境整備協同組合連合会 福島県レンタカー協会 保健医療福祉・食品生活衛生関係（４６） 社団法人福島県医師会 社団法人福島県病院協会 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福島県老人保健施設協会 福島県生活衛生同業組合連合会 社団法人福島県歯科医師会 社団法人福島県看護協会 福島県看護学校協議会 社団法人福島県薬剤師会 社団法人福島県薬事工業協会 福島県医薬品卸組合 社団法人福島県医薬品配置協会 福島県医療機器販売業協会 福島県救護施設協議会 福島県養護軽費老人ホーム・ケアハウス連絡協議会 福島県特別養護老人ホーム連絡協議会 特定非営利活動法人福島県認知症グループホーム協議会 福島県身体障がい者福祉協会 福島県知的障害施設協会 福島県精神障がい者自立支援事業所連絡会 福島県福祉作業所・事業所連絡協議会 きょうされん福島支部 福島県保育協議会 福島県地域保育所協議会 福島県興行生活衛生同業組合 福島県クリーニング生活衛生同業組合 福島県理容生活衛生同業組合 福島県美容業生活衛生同業組合 福島県公衆浴場業生活衛生同業組合 福島県飲食業生活衛生同業組合 福島県食肉生活衛生同業組合 福島県すし商生活衛生同業組合 </p>	<p> 福島県社交飲食業生活衛生同業組合 福島県喫茶飲食生活衛生同業組合 福島県中華飲食業生活衛生同業組合 社団法人福島県食品衛生協会 社団法人福島県調理師会 社団法人福島県牛乳協会 福島県生活協同組合連合会 社団法人福島県産業廃棄物協会 社団法人福島県ビルメンテナンス協会 社団法人福島県浄化槽協会 福島県民主医療機関連合会 福島県保険医協会 社団法人日本水道協会福島県支部 日本助産師会福島県支部 土木建設業関係（５） 社団法人福島県建設産業団体連合会 社団法人福島県建設業協会 福島県総合設備協会 福島県土木建築調査設計団体協議会 福島県建設専門工事業団体協議会 労働関係（３） 日本労働組合総連合会福島県連合会 福島県労働組合総連合 福島県建設労働組合連合会 交通運輸関係（１０） 社団法人福島県バス協会 社団法人福島県トラック協会 社団法人福島県タクシー協会 財団法人福島県自動車会議所 社団法人福島県交通安全協会 社団法人福島県指定自動車教習所協会 福島県バス事業者促進協力会 社団法人福島県自動車整備振興会 東北鉄道協会福島県支部 東北索道協会福島県支部 </p>
---	---

教育・文化関係（6）

福島県私学団体総連合会
財団法人福島県学校給食会
財団法人福島県体育協会
財団法人全国公立文化施設協会福島県公立文化施設協議会
福島県芸術文化団体連合会
アカデミア・コンソーシアムふくしま

市町村等（62）

福島県市長会
福島県町村会
福島市
会津若松市
郡山市
いわき市
白河市
須賀川市
喜多方市
相馬市
二本松市
田村市
南相馬市
伊達市
本宮市
桑折町
国見町
川俣町
大玉村
鏡石町
天栄村
下郷町
檜枝岐村
只見町
南会津町
北塩原村
西会津町

磐梯町
猪苗代町
会津坂下町
湯川村
柳津町
三島町
金山町
昭和村
会津美里町
西郷村
泉崎村
中島村
矢吹町
棚倉町
矢祭町
塙町
鮫川村
石川町
玉川村
平田村
浅川町
古殿町
三春町
小野町
広野町
檜葉町
富岡町
川内村
大熊町
双葉町
浪江町
葛尾村
新地町
飯館村

福島県

計 208 団体・自治体